

別表十三（四）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が措置法第64条から第65条まで（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等）若しくは令和4年改正前の措置法第64条から第65条まで（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が令和2年改正前措置法（令和2年改正法附則第14条第2項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法をいいます。以下同じです。）第68条の70から第68条の72まで（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等）若しくは令和4年改正

前の令和2年改正前措置法第68条の70から第68条の72まで（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 措置法第64条の2第2項の規定の適用を受ける場合又は令和2年改正前措置法第68条の71第3項の規定の適用を受ける場合には、「特別勘定に経理した金額³³」には、これらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。